

わが国における児童虐待の諸問題

日米における児童虐待の定義について

安 部 行 照

(平成18年12月6日受理 最終原稿平成19年1月9日受理)

諸外国の中で子どもの虐待について早期に注目し、社会的対応を実践してきたのは米国であったと言える。2 - 1 - 2で述べることにするが、1960年代初めにDr.Kempeが、親によって子どもに行われる身体的虐待が特殊な家庭の出来事ではなく、一般家庭でも日常的に行われていることを全米小児科学会で調査報告した。そのことにより急速に社会的関心が高まり、1974年に「児童虐待防止法」が制定された。虐待問題はどの国・社会においても対応の遅れが見られるのである。米国においてすら、このことはわずか33年前に過ぎなかったからである。

子どもの虐待への対応を困難にしているのは、虐待の概念そのものの曖昧さによる部分が大きいと考察するものである。何をもちて虐待と見なすか、また具体的にはどのような行為がどの程度行われたときに虐待と言えるのか、まず虐待概念の有する問題点そのものに焦点を定めなければならない。現在、わが国で旧態依然として使用されている虐待の種類の定義は4種類でしかない。質・量ともに急激に深化し拡大してわが国の児童虐待の現状を直視すると、もはやこの4種類のみで対応することなど不可能なのである。

わが国の大人社会が児童虐待を広く次世代育成、国家的大問題と認識するのであるならば、早急に米国の児童虐待の対応について積極的に学ぶべきであろう。

キーワード：身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、情動的虐待、ネグレクト

1. はじめに

虐待という行為をされた事実の「結果」から、その「原因」を究明し、加害者の動機・意図等を確認することによって、介入や防止をするためには具体的にどのような援助活動に連結可能なかを考察するものである。従って、この原因の究明・分析は一連の被虐待児童に対する問題解決や援助活動の重要な過程となってくるのである。当然のことながら、この原因の究明・分析は現段階では極めて困難な作業なのである。しかし、可能な限りこの虐待発生の原因の究明・分析によってその事実が明確化される事によって、現在のわが国においては、ただ4種類のみでの虐待の定義では十分ではないとする視点が形成されるのではないかと考える。特に心理的虐待(情動的虐待)とネグレクトの領域についてである。

関連して、児童虐待発生の原因論(etiology)として、一般的に検証されることもなく、無顧慮的に理解してしまいやすい世代間連鎖(説)については慎重に考察しなければならない。

安部 行照

このことについては後日を期して論述する予定である。

米国では、この児童虐待問題は麻薬汚染問題にも匹敵すると認識されているようである¹⁾。この認識は、この問題がこれまでの社会的規範を徐々に侵食し、その基軸さえも揺るがしかねないとする危機意識に繋がっているものと推察する。わが国においても、多発するこの児童虐待問題は、周知のごとくマスメディアを中心にそれぞれの領域・立場から百花繚乱の如く多様な発言が続いている。社会病理としての児童虐待の認識は「児童に対する最大の権利侵害である」とする理解の浸透でもある。同時に、これまでの一般的、伝統的に当然とする規範領域にある親子関係に対して、家族病理の対象とも言える大きく変化したその関係に形容しがたき漠然とした不安感を多くの人々が抱き始めているように思える。児童に関与するすべての人々にはもはやこの問題についての傍観は許せないわが国の現状である。

2. 明確化できない児童虐待の定義について

2-1. 定義に至る歴史的事実とその過程

わが国における児童虐待防止運動は、すでに明治末期に初めての取り組みが開始されていたのであった。1910(明治43)~1915(大正4)年までの児童虐待に関する新聞記事の統計(総数116件)を作成した三田谷(1917)は児童虐待の定義に関して以下のように述べていることは注目すべきことであろう²⁾。

狭義の児童虐待とは、「身体または精神に不良の影響を及ぼす事項を徒らに児童に強い」行為であり、「貰い子殺し、幼児の新聞売り、棄児、少女売買の如きもの」がそれに相当するとしている。広義の虐待は、「児童が身体と精神に危害を招きつつあるに拘わらず家庭も社会も之を傍観するような行為」としたうえで、「児童に対する暴言又は過酷の言辞」が「児童の精神生活に受くる危害は大なり」として、今日でさえ、やっと認識されるようになった広い虐待概念を提起しているほか、防止活動の重要性を「さらに緊要なること」と強調しているのが注目される。

米国においては、1960年代初頭から、児童虐待に関する研究や文献は急激に増加した。国際的な雑誌*Child Abuse and Neglect*が創刊され、年々、数多くの論文が、世界のさまざまな専門誌や学術雑誌に発表されるようになったのである。しかし、現場の人々の多くはそれについての理解は困難であったのであり、その内容を評価する段階には至らなかった。

1965年にアメリカで、Gillは児童虐待への市民の態度に関する最初の大規模な調査を行い、1970年と1973年に報告した。全国から1,520人のサンプルを抽出し、児童虐待の知識や関連サービス、問題への態度について面接調査を行ったのである。回答者の80%が、児童虐待について何らかの知識を持っていたが、虐待している親である少数派は、利用できるサービスについての知識を持っていなかった。15.9%の親がわが子を虐待しそうになっ

わが国における児童虐待の諸問題

たとえ、0.4%が傷つけたことを認めた。多分、双方とも通告はされてないのだろう³⁾。

1975年に児童虐待への専門職・市民の態度に関するGiovannoni & Becerraの大規模の調査は、虐待の定義や重傷度について、警察官やソーシャルワーカー、医師、法律家の判断はかなり一致していることを明らかにした⁴⁾。性的虐待や身体的虐待、不適切な監督ないし家に1人で放置しておく、食べ物を与えない、非行の助長、心理的虐待、教育を受けさせない、親の性的習癖による道徳的な危険、親の薬物ないしアルコール濫用に対してであった。だが、それぞれの態度に違いのあることも判明した。最も強固で固執した態度を示したのは医師と法律家で、柔軟な態度を示したのはソーシャルワーカーと警察官であった。彼らは保護システムでの一次スクリーニングに信頼をおき、重傷度を虐待の型でみる傾向があった⁵⁾。

2 - 1 - 1 . 牛馬にも劣る衝撃のMary Ellen事件

そもそも児童虐待とは何かについては、その歴史的に2つの事実を知ることによってより理解が深まるものと考えられる。

児童虐待が広く関心を持たれるようになったのは、アメリカでは1874年にニューヨーク市で起きたMary Ellenという少女の事件が契機となっている。ニューヨーク市に住んでいたMary Ellenは継親に殴られ、飢え死にしそうになっているところを発見されたのであった。当時は虐待された子どもたちに対して、保護を目的とする法律が存在しなかったのである。従って、人々は動物虐待防止協会(S.P.C.A.)⁶⁾を説得し、彼女を広義の動物の一員として、少なくとも犬や馬に与えられるのと同じ保護を受ける資格はあるとした⁷⁾。

Mary Ellenの悲惨な状況は広く報道され、ニューヨーク、フィラデルフィアなどに、そして、ヨーロッパ各地にも、児童虐待防止や保護のための組織や団体が設立される原動力になったのである。

児童虐待の報道は、その後しばしば紙上にあらわれたが、その処置といえどもっぱら虐待をした親への処罰が主となっていたのである。ところが、罰せられた親が刑務所から家に戻った時にさらに暴力をふるい、子どもの命が危機に瀕することが判明してきたのである。このような事例は現在のわが国にも多数存在している。次第に、処罰よりも社会復帰や福祉的な援助をすべきであるとする考え方が有力になってきた⁸⁾。

2 - 1 - 2 . 被虐待児症候群・殴打症候群(Battered Child Syndrome)について

被虐待児が医学的な領域から研究が開始されたのは、歴史的には比較的新しいことと言えるであろう。その最初は1860年のフランスの法医学者Tardieuの小児虐待の研究であり⁹⁾、あるいは1888年のWestによる乳児の急性骨膜腫脹の起載¹⁰⁾と言われる。しかし、1946年にアメリカの小児レントゲン学者のCaffeyが長管骨の多発骨折と頭蓋内出血を併発する乳幼児の6例を報告したものが、臨床医学の分野での研究の始まりと言われる¹¹⁾。次いでSilvermannの報告の後、この種の研究報告が増え、1962年にKempeらによって、被虐待児症候群・殴打症候群Battered

安部 行照

Child Syndromeの名称のもとに、症例が報告された¹²⁾。

被虐待児症候群・殴打症候群という用語は、1961年のアメリカ小児科学会シンポジウムで原因のはっきりしない骨折や身体の虐待について、小児科医の関心をひくためにKempeらによって作り出されたものである¹³⁾。この用語の意味は、親あるいは育ての親からひどい身体的な虐待を受けた小児の臨床症状を特徴づける言葉であり、この小児科学会シンポジウムで小児の虐待例を国家的な規模で調査することが決定されたのであった¹⁴⁾。

関連して、1987年の全米ソーシャルワーカー協会（以下、N.A.S.W.とする）第18版の報告において、E.Miling Kinardは次のようにのべている¹⁵⁾。

児童虐待に対する関心の高まりは、医療業務からの児童虐待の再発見によるものである。診察器具としての放射線医療の発達は、児童の表面上説明のつかない損傷、例えば、表面上目に見えない骨折や内出血は、打撲を加えたための結果であるという診断を導きだした（Caffey, 1946；Silverman, 1953, 1980；Woolley & Evans, 1955）。1962年Kempeと彼の同僚はこの現象を表現するためにBattered Child Syndrome（殴打症候群）という用語を創り出した（Kempe, Silverman, Steale, Droegemuller, & Silver, 1962）。この画期的な報告は種々の専門的研究への関与や関心を高めたのであり、この問題の対応にあたって、財政及び人的資源の増大がもたらされたのであった。1960年代の後半までに、虐待の疑いのある児童の報告義務が制定され各州に施行された。

診察器具としての放射線医療の開発・発展がなければ、加害者に対する科学的根拠に基づく立件の提示は不可能となり、介入や防止への窓口は、ほとんど閉ざされたままであったと想像できる。Kempeらによる被虐待児症候群・殴打症候群という医学的臨床結果を導き出したその内容、およびMary Ellenの事件は、現在の定義によれば身体的虐待（Physical Abuse）の範疇に入るものである。その後、虐待の定義は拡大し、この身体的虐待のほかに養育の拒否および放棄（Neglect）、性的虐待（Sexual Abuse）、心理的虐待（Emotional Abuse, Psychological Abuse）までを含むようになったのである。虐待の分類および定義については項を改めて述べることにする。

2 - 1 - 3 . わが国における児童虐待定義の概観

児童虐待についてはさまざまな定義が試みられてきたが、わが国の児童虐待防止法¹⁶⁾においては、児童虐待を殴る、蹴るなどの身体的暴行や、性的暴行によるものだけでなく、心理的虐待やネグレクトも含むものであることを明確に定義している。また、同法第3条において、何人も児童に対するさまざまな虐待行為（児童福祉法第34条や児童買春・ポルノの禁止法に掲げる禁止行為や、暴行罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、強制わいせつ罪等は含まれる）をしてはならないことが規定されたことに留意すべきである¹⁷⁾。

わが国の児童虐待防止法第2条において、「児童虐待」とは保護者がその監護する児童に対

わが国における児童虐待の諸問題

して明確にその虐待の行為・範囲を規定しているのである。この場合の「保護者」および「監護する」については、基本的に児童福祉法第6条における「保護者」および「監護する」と同様に解釈すべきである¹⁸⁾。すなわち、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護、保護している場合の者を意味するのである。

以下、『子ども虐待対応の手引き』（有斐閣、2000年）¹⁹⁾よりわが国の児童虐待防止法上の虐待の定義を基調として（2-1-4の平成16年児童虐待防止法の定義については基本的に差異はなく、むしろ理解しやすい）参考とすべき定義と並行しながら概観する。

児童虐待とは

1. 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
2. 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
3. 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
4. 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

と4つの行為類型として規定された。具体的には以下のものが児童虐待に該当する。

身体的虐待

- ・外傷としては打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、タバコによる火傷など
- ・生命に危険のある暴行とは首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、冬戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなど。

身体的虐待は前述のKempeの殴打症候群に相当するものである。すでに1983年のわが国における旧厚生省による虐待調査研究は、国際児童虐待常任委員会（I.S.C.C.A.: International Standing Committee on Child Abuse）の定義に基づくものであり、その当時の定義も現在の定義との比較においても、その本質的内容については、ほとんど変化はないのである。

この身体的虐待を、さらにいくつかのサブカテゴリーに分類をして考えた方が、治療的な介入を行う上で有効であるとする報告がある²⁰⁾。

例えば、アメリカ子ども保護協会（American Association for Protecting Children）は、身体的虐待を子どもの損傷の重度性によって3つに分類しているのであり、関連して、Kent（1983）によれば、虐待を生じる親の特徴や家族などの要因によって、身体的虐待を4つのタイプに分類している。1）親の精神病理によるもの、2）親の子育て観、つまり子どもが成長するためには体罰を含む厳格なしつけが必要とする価値観によるもの、3）経済的な問題などから子どもに適切な関わりができないもの、4）友人関係や家族外の援助の欠乏が虐待の直接的な要因となっているものに分類されることになる。

この他にも、虐待を加える親の特徴によって身体的虐待を分類しようとする研究はいくつかがある²¹⁾。

安部 行照

性的虐待

- ・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。
- ・性器や性交を見せる。
- ・ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。

性的虐待は、身体的虐待にみられるような身体的外傷を残さないことが多く、加害者ばかりでなく、子ども自身も虐待の事実を秘密にしようとする傾向があるため、4つのタイプのうちで発見が最も困難であるとされている。

西沢哲（1994）の『子どもの虐待』によれば²²⁾、いくつかの分類と定義の紹介がある。

Finkelhor（1984）はこの性的虐待を次のように定義している。「子どもが13歳未満の場合には、5歳以上年上のものとの性的接触、子どもが13歳以上16歳未満の場合には10歳以上のものとの性的接触」と定義し、性的接触を「性交、肛門と性器の接触、性的愛撫などを意味するとしている。Baker & Duncan（1985）はある行為が性的なものであるかどうかは、行為そのものよりも行為を行う大人の意図や動機によって決定すると考え、性的接触を「性的に成熟した大人が、自分が性的興奮を得られる行為を、16歳未満の子どもと持つこと」と定義している。また、Schechter & Roberg（1976）は子どもの同意能力を考慮して、性的虐待とは「性的に成熟した大人が、発達の未成熟で依存的な段階にある子どもと、子どもがその意味を正確には把握できないような、従って子どもがインフォームド・コンセントを与えることができないような性的な行為を持つこと」としている。Jones（1982）は性的虐待を生じる家族を次の3つのサブタイプに分類している。第1は、外面的にはまったく「正常」に見える家族である。このような家族では、性的虐待が暴力的な手段で行われることはほとんどなく、父親は自分の親としての権威によって子どもを従順ならしめたり、親からの愛情を求める子どもの気持ちを利用して性的な関わりを持つとする場合が多い。第2は、いわゆる多問題家族である。このような家族には、従来からさまざまな形で福祉機関が関わっていることが多い。身体的虐待を生じる家族にみられるような家庭内暴力や、混沌とした混乱状態が家族の特徴となっている。第3は、単一状況型家族（single event family）と呼ばれる。例えば、親などが飲酒しているときや、その他の薬物を使用しているときのみ虐待が生じるといったように、ある特定の事態に結びついて性的虐待が発生する。

ネグレクト

- ・子どもの健康・安全の配慮を怠っているなど。例えば、家に閉じこめる（子どもの意思に反して学校等に登校させない）、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置するなど。
- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。

わが国における児童虐待の諸問題

例えば、適切な食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。

- ・親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきある。
- ・子どもを遺棄する。

身体的虐待と同様に、ネグレクトについてもいくつかのサブカテゴリーに分類する試みがある。米国の加州法は、ネグレクトをその程度の違いによって重度のネグレクトと一般的なネグレクトに分けて定義している。Miller (1982) はネグレクトを教育のネグレクト、医療のネグレクト、故意に毒物を飲ませるもの、遺棄の4つに分類している。

Giovannoni (1979) はこの他に、非行的な行動の奨励をネグレクトの一形態として分類している。

ネグレクトとされた親や家族は同じような特徴や傾向を示すことが多いようである。例えば、他の形態の虐待とは違ってネグレクトは低所得、生活保護の受給、住宅事情や生活状況の悪さ、教育レベルの低さ、就業率の悪さといった社会経済的問題 (Socioeconomic Status) と密接に関係しているとする報告²³⁾や、ネグレクトと分類される家族には共通して社会的孤立という特徴が見られるとする研究がある²⁴⁾。

心理的虐待 (情動的虐待)

- ・言葉による脅かし、脅迫など。
- ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。

心理的虐待を簡潔に表現すれば、身体的虐待、性的虐待、ネグレクトという3分類の虐待を含まない領域のものとし、極端な心理的外傷を与えたと思われる行為 (心理的外傷とは、児童の不安・怯え、うつ状態、凍りつくような無感動や無反応、強い攻撃性、習癖異常等、日常生活に支障をきたす精神症状が現れているものに限る) としている。

心理的虐待については、身体的虐待やネグレクトに先行して、あるいはそれらと並行して起こる心理的特性である場合が多く、それ自体が独立した形で、長期的に継続することは比較的少ないということを理解しておく必要がある。しかし、実務的には、非行事例や心身障害の事例、あるいはまた情緒障害の事例等の中に家庭の背景が明らかになるにつれ、心理的虐待に相当すると思われるケースが少なからずある。非行や情緒障害児の多くは、親から適切に養育されなかった事実を主原因として社会的不適応が生じていると解釈すれば、広義にとらえるならばそれらは児童虐待の範疇と考えられなくもない。だが反対に親の対処に問題があり、かつその結果として非行や情緒障害が生じればすべて児童虐待と規定するならば、虐待の境界が極め

安部 行照

て曖昧になるだろう²⁵⁾。

心理的虐待の場合には、子どもの状態によってその存在を推論しなければならないという困難さがあるわけである。このような困難さを少しでも解消するために、どのような大人の行為が、子どもに心理的外傷を与えてしまうのかという研究がある。その一人がGarbarino (1986) である。彼によれば、心理的虐待になってしまう可能性のある養育者の行動や態度として、拒否的態度、冷淡さ、子どもに対する不適切な制限、極端に一貫性を欠く態度が指摘されている。

以上、『子ども虐待対応の手引き』(有斐閣、2000年)²⁶⁾よりわが国の児童虐待防止法上の虐待の定義を基調として、参考とすべき日米の定義を並行しながら概観した。特に、この定義について留意すべきことは、個別事例において虐待であるかどうかの判断は、法の定義に基づき行われるのは当然であるが、併せて、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等から総合的に判断すべきであるが、重要なことは、あくまでも子どもの立場に立脚しての判断である。

同書(p.13)にて、小林美智子は次のように明確にその判断基準を述べていることには注目しなければならない。

虐待の定義はあくまでも子どもの側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待というではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っても、子ども側にとって有害の行為であれば虐待なのです。我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければなりません。

2 - 1 - 4 . 平成16(2004)年 改正児童虐待防止法上の定義とその課題

平成16年の児童虐待防止法改正では、保護者以外の同居人による虐待(このようなケースが急激に増加している)を知りながら保護者がこれを放置した場合は保護者のネグレクトに相当すること、児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応やドメステック・バイオレンスは心理的虐待に相当することが明示された。これらは以前の厚生省が「子ども虐待対応の手引き」を通じて周知を図ってきた内容でもあるが、これをさらに明確に規定したものであると考えられる。定義がより明確にして、具体化したことは一步の前進の意味があろう。

しかしながら、児童虐待防止法上の定義については、虐待者を保護者に限定しており、学校の教職員や年長の親族などが含まれていない。定義が依然として抽象的であるため、虐待であるかどうかについて関係者との間で意見が分かれ、援助の基本的な対応を形成する際の支障となっている。定義が限定的であるため、すべての虐待に対応するには当然のことながら限界がある。等々の問題点がすでに指摘されている。

特に、定義の抽象性については、例えば、性的虐待における「わいせつ」が挙げられる。「わいせつ」という概念が抽象的であるため、これを極めて限定的に解釈し、強姦罪や強制猥褻罪等、刑法に抵触する行為を性的虐待とする考え方がある、また、法令に触れなくとも頻繁

わが国における児童虐待の諸問題

に子どもの身体に触ることは、子どもの性的自己決定権に対する侵害行為であるから性的虐待であるとする考え方もある。

さらに、例えば、以下のような課題があることが主として指摘されているのである²⁷⁾。

被虐待児の支援に際しては、子どもの権利が最優先される必要があることから、支援の理念として「子どもの最善の利益への考慮」が盛り込まれなかったこと。

虐待の定義がなお限定的・抽象的であるため、運用において疑義の生じる可能性があること（性的虐待が「わいせつ」に限定されており、これ以外の性的自己決定権を侵害する行為が対象とならないこと、また現行の定義では「代理によるミュンヒハウゼン症候群」や医療ネグレクトへの適用に疑義があること。

通告者の秘匿に関して弾力的な対応が可能な規定とすること。

2 - 1 - 5 . マルトリートメント (Maltreatment) との区別

本来的にMalとはラテン語であり、英語のBadやWrong等の意味であり、日本語の「悪い」という意味に相当し、転じて「不適切」と訳されている、従って、Maltreatmentは「不適切な関わり」となっている。諸外国では、このMaltreatmentという概念が一般化しており、文字どおり大人の子どもに対する不適切な関わりを意味しており、Abuseとしての「虐待」の意味より、より広い概念として使用されているのである。

「マルトリートメント」は次のように定義づけられている。

18歳未満の子どもに対する

大人、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども（おおよそ15歳以上）による

身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、言葉による脅かし、性的行為の強要などによって

明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態

この定義の と の項目は、従来の「虐待」の定義とほぼ同じ内容である。では、「大人、あるいは、行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども（おおよそ15歳以上）」とされている。例えば、学校・塾などの教師や保育所の保育士などによる体罰など、家庭外での不当な行為も「マルトリートメント」と考えられる。また、「子ども」が含まれているのは、施設内での年長児による年少児への暴力や、兄弟間の性的虐待等を考慮しているからである。

については、従来の「虐待」の定義では「明らかに心身の問題が生じている」場合のみとされてきたが、子どものウェルビーイングの促進、啓発を考える上で、また、問題の重度化、深刻化を防止するうえで、あざや骨折がまだ生じていなくても、殴られたり、蹴られたりすることは不適切なことであることを明らかにするために、「明らかに危険が予想されたり、子どもが苦痛を受けて」いる場合を含めているのである。

3 . Steven Farmer²⁸⁾ の定義

前出の 2 - 1 - 3 での 心理的虐待について補足説明をしなければならない。

Steven Farmer (1990) はその著書 (『虐待を原因とするアダルト チルドレン』) において、すべての虐待の形に共通するものは Emotional Abuse であるとしている。わが国において、この「心理的虐待」を Emotional Abuse と Psychological Abuse として挙げているのを散見する。Psychological Abuse を心理的虐待とすることは、正に文字どおりの訳であり、「心理」という用語の意味する範囲があまりにも広く具体性に乏しいものとなっている。従って、次の Abuse という語の前置としては Emotional の語がよりの確ではないかと考える。では、この多義語に近い Emotional をどのように日本語化すべきなのか、情緒的虐待ではその意味するところが不十分なのである。言語表現とその内容が一致せず疑問が残るところである。情緒よりもむしろ「情動」の方が適訳ではないか。少なくとも「心理」に代わる用語として、制限的ではあるが、この Emotional を使用した場合には「情動」とするほうが、よりの確に虐待の意味を表現できるのではないかと考える。当然のことながら適訳については今後の課題となってくる。

3 - 1 . 虐待における Emotional を「情動」とするさらなる根拠について

われわれの日常生活を彩る感情は、生理的・心理的な快 - 不快を基調とする意識状態であろう。それはさらに感性感情・気分・情動・情操・情熱などに種別化できるとされている。

感性感情 (sensory feeling) とは、赤色を見て興奮するなど、感覚にともなって生じる感情であると言われている。丸山欣哉 (『基礎心理学通論』福村出版、pp.150-151, 1999) によれば、「情動または情緒 (emotion) は比較的強い一過性の感情である。情動は、主観的経験的側面、表出的側面、生理的側面からとらえられる」としており、主観的経験的側面として以下のような説を紹介しているのである。

Watson, J.B. (1919) は、子どもの観察を通して、生得的情動として大きな音や身体的支えの除去に対する恐怖、身体的拘束に対する怒り、愛撫に対する愛情を見出すとともに、ある対象に対する恐怖は学習によって獲得されたものであることを示した。

Bridges, K.M.B. (1932) は、子どもの表情の観察から、情動の発達には、まず興奮から快 - 不快 (一次的あるいは基本的感情) へと分化し、さらに怒り・恐れ・喜びなどさまざまな情動 (二次的感情) へと分化すると考えた。

Izard, C.E. (1991) は怒り・軽蔑・嫌悪・苦痛・恐れ・罪・興味・喜び・恥・驚きを生得的に備わっている基本的情動ととらえ、これらは発達過程で徐々に表出されると考えた。

Lewis, M. (1993) は、喜び・興味・驚き・悲しみ・嫌悪・怒り・恐れを一次的感情とし、この後に自己意識の関与によって現れてくる情動 (てれ・羞恥・共感・誇り・恥・罪・弱い恥としてのてれ - 気まずさ) を二次的感情と考えた。

わが国における児童虐待の諸問題

一般的には、喜びのほかには恐怖・怒り・悲しみ・愛情等が自然な情動として認められているのであり、恐怖は身体的・精神的な危害を受ける前、あるいは受けた直後に脅威を感じた時に、怒りは身体的・精神的な危害を加えられたり、目標追求の行動や期待が妨げられた時に生じやすいのである。そしてこれらの情動が、生理的・心理的な適応状態に影響を与えることは当然のこととして理解できるのである。

さらに、丸山欣哉によれば、「恐怖・怒り・悲しみの情動が強くあるいは長く経験されると、不安が高くなり、自律神経系の失調が生じ、物事の見方が主観的になり、防衛的反応が強まる」としている。虐待被害者の一般的な状況として容易に首肯できることであろう。従って、このような理由からしてEmotionalを情動とする根拠としては妥当ではなかろうかと考えるものである。

上記のSteven Farmer (1990) の『虐待を原因とするアダルト チルドレン』(pp.4 - 5.) によれば次のように述べている。

Emotional Abuseはいかなるかたちの児童虐待であっても、常に虐待のある部分を形成するのであり、特に、トラウマや間違った関わりからの心理的、情動的虐待の傷跡は、子ども時代によりその影響を受けやすかったものである。James Garbarino and Anne C. Garbarinoはその著書、『子どもの情動的不適切な関わり』(*Emotional Maltreatment of Children*) のなかでこの点について次のように述べている。

「情動的ダメージというのは、しばしば、全部とはいえないが、ネグレクトや他の虐待の形として最初に見えてくる多くの虐待ケースの底辺にある。従って、この身体的虐待や性的虐待のケースなどよりも、特に注意しなければならないのは情動的虐待によるダメージである。もしもこの情動的不適切な関わり (Emotional Maltreatment) を最も難しい問題の一つとして考慮しなければ、たとえうまくやっているとしても、子どもを保護したり、養育したりすることは不十分であり、最悪必ず失敗することとなる。」

3 - 2 . 4 つの定義に相当する簡潔な事例

上記のSteven Farmer (1990) はその著『虐待を原因とするアダルト チルドレン』の第1章「生死を越えて」の最初のページで強制的に身体的虐待、性的虐待、ネグレクト 情動的虐待の典型的な被虐待事例について簡潔に説明をしている。参考とすべき事例であり、その概略を紹介することによって4つの定義の理解が深まるものと考えられる。

Normaは親しき友人はほとんどおらず、めったに外出することもなかった。その結果、夫であるGeorgeがいつものように外出しようとするたびに邪魔をするのであった。彼女は夫に対する独占欲が強く、いつも夫を縛り付けておきたい気持ちのようであった。従って、夫であるGeorgeは自分の家から外出する言い訳としてボーリングのリーグに加入していたのであった。夜になって彼が外出しようとするたびに、彼女は夫であるGeorgeに外出しない

安部 行照

ようにと、小言を言いながらしつこく懇願するのであった。夫は大抵それに応じていた。しかし、妻であるNormaの懇願が強くなればなるほど、夫のGeorgeの怒りは高まり、だんだんと妻であるNormaから離れていくのであった。妻であるNormaはそのことに気がつく、ますます夫にしがみつこうとするのであった。Normaは被虐待児童であった。

Artは自分の会計事務所を経営していた。彼はこの事務所を創設してから、10年かけて成功したといえる状態にまでに発展させたのであった。今や、多くの部下もいるのであるが、1日15時間も働くのであった。常に彼は胃の痛みを訴え、疲労困ぱいの状態であると言いながら、胃の薬のようなキャンディを口にしているのであった。彼の妻はしばらく彼にゆっくりさせようとするのであるが、彼はどうにか聞きいれることもあったがほとんど無駄であった。強く言った時だけは、その狂気じみた仕事のペースを落とすけれども、それもつかの間のことであった。自分の娘と過ごす時間はほとんどなかったのであるけれども、娘に対してはいつもいらいらして、最後には決まって怒鳴りつけてしまうのであった。彼はいつも落ち込んでいるのであり、仕事がどんなに巧くいっていても、もっともっと仕事をしなければならないと感じているのであった。Artは被虐待児童であった。

Pattyは愛を求めて、楽しく過ごそうと独身のグループの集まりに足げく通っていた。彼女はいつも落ち込んだ状態であり、虚しさや寂しさを感じていた。これまでに一度だけ大変ハンサムな男性と出会ったことがあります。出会った途端から急速に親密になり、彼女はその男性と家に帰り、最後にはセックスもしました。しかし、お決まりのごとく次の日には彼はいなくなり、2度と連絡もありませんでした。彼女はまた再び虚しさ、寂しさ、落ち込みを感じるのです。そこで気分を変えようと、また再び出会いの場を求めてハントを繰り返すのです。Pattyは被虐待児童であった。

Gregは2度目の離婚で両親の家に戻った。彼はおとなしく、内気で、節度のある男性である。他人に対してはいつでも笑顔で接することを身につけていた。両親の家では彼と両親の間でほとんど会話がなかった。彼自身は両親にそんなに親しみを感じていなかったのである。彼には友人はなく、だから外出もほとんどしなかった。暇の時間には自分の部屋でいつも読書をして過ごすか、仕事に関係する事などをしていた。彼は12年以上にわたり航空宇宙会社の技術者として勤務していた。ある時、彼に昇進の話があったが、頭痛持ちにはなりたくないと言ってその昇進を断りました。彼は他人には自分は幸福であると言い、第三者的に表面的に見れば確かに幸福そうに見えるかもしれないが、しかしながら、彼は内心の深い所で大変な孤独と落ち込みを感じているのであった。Gregは被虐待児童であった。

上記の4名はいずれも成長・発達すべき子ども時代に不幸にして虐待に遭遇した人達であ

わが国における児童虐待の諸問題

る。彼ら4名は、共通するその虐待の事実を過少評価したいと思っているのかもしれない、出来ればその虐待の事実を否定したいと思っているのかもしれない、結論的にはそれは不可能であり、回避も出来ないのである。子ども時代に受けた虐待の被害は現在までも継続し、実質的その影響を与えている。繰り返される虐待の連鎖、自己挫折・自己敗北の行動のパターンから一刻も早く抜け出したいと渴望しながらも、その方法を知らないが故にこれまで慣れ親しんできた行動のパターンに固執せざるをえないのであると、Steven Farmerは述べてる。

Normaは身体的虐待・性的虐待の被害者であり、Artは情動的虐待の被害者であり、Pattyは性的虐待の被害者であり、Gregはネグレクトの被害者である。前述したように、これらの虐待に共通し、その基底となっているものはEmotional Abuseすなわち、情動的虐待であるということ再度認識する必要がある。

4. 米国児童虐待ナショナルセンターによる6つの主要な種類の分類

(National Center on Child Abuse and Neglect 1988)

米国児童虐待ナショナルセンターは、多様な形態の虐待行為を6つの主要な種類に分類している²⁹⁾。わが国における児童虐待の定義に至る、虐待行為の4分類と相違している。ネグレクト(放置)を3種類に分類していることは、虐待の内容をより明確化するものになっていると言えよう。

身体的虐待	子どもの死亡を含む身体的に害悪をもたらす行為。
性的虐待	性器の押し付けまたは挿入、性器接触を伴う性的いたづら、あるいは実行者の性的満足のために子どもが利用されること、その他の形態の性的行為。
情動的虐待	閉じ込めること、言葉による感情的虐待、あるいは、眠らせなかったり、食料、住居を与えない等、その他の種類の虐待を含む行為。
身体的放置	健康管理の拒否、健康管理の提供の遅延、遺棄、子どもの家からの追放、不十分な監督、食料、衣服の必要性を満たせないこと、及び子どもを害悪、危険から保護できない程度が著しい場合。
教育の放置	慢性的な無断欠席を許すこと、子どもを就学させないこと、および具体的な教育の必要に対する不注意を含む、不作為ないし作為。
情動的放置	子どもの栄養と愛情の必要を満たせないこと、子どもを絶えざる、あるいは厳しい配偶者の虐待にさらしたままにすること、子どもがアルコールや規制薬物を使用するのを許すこと、子どもが順応性のない行動をするように奨励すること、心理的世話の提供の遅れ、及びその他の子どもの発達上の必要性に関する不注意。

4 - 1 . 米国における虐待定義の変遷

3種の虐待およびネグレクト・養育放棄と定義されるものは、社会的文化的集団の間で、また時代ごとに異なっている。Kempeとその同僚たちの最初の着眼点は、身体的虐待、すなわち

安部 行照

彼らが「被虐待児」と呼んだものに限定されていた。その後の40年間に、子どもの福祉への関心が拡大するにつれて、3種の虐待と養育放棄の定義もまた拡大した。定義の拡大は、「連邦子ども虐待防止および処遇法」における、子どもの虐待と養育放棄の定義の変化に見ることができる。1974年の同法では、虐待と養育放棄は、以下のように定義されていたのである³⁰⁾。

子どもの福祉に責任を負っている人物による、18歳未満の子どもの身体的もしくは精神的傷害、性的虐待、過失による取り扱いまたは虐待行為であって、それにより、子どもの健康および福祉が損害を受け、または脅かされていることを示す状況におけるもの (Public Law 83-237)。

1984年の「子ども虐待防止および処遇法」は、子どもの虐待を以下のように定義したのであった³¹⁾。

子どもの福祉に責任を負う人物（居住施設の職員、または家庭外の養育を提供する職員を含む）による、18歳未満、または問われている各州の子ども保護法に規定された年齢以下の子どもの、身体的もしくは精神的傷害、性的虐待もしくは搾取、過失による取り扱い、または虐待行為であって、それにより、子どもの健康もしくは福祉が損害を受け、または脅かされていることが示される、長官が定める規則に規定される状況におけるもの。

1988年に連邦の定義は拡張され、当該虐待行動は、避けることができ偶然ではないことを指示することとされた。この新たな項目は、「故意に関する項目」を取り上げようとしたのであるけれども、それは依然として故意に基づく事例を分類し、あるいは範疇化する明快な指針を与えることはできないものとされたのであった。いずれにしても、わが国においても同様のことであるが、「最適な子育てについての普遍的基準が存在しない」ことから生じているのである。

4 - 2 . 全米ソーシャルワーカー協会の定義³²⁾

定義について論じる前に、全米ソーシャルワーカー協会 (National Association of Social Workers) について説明をしなければならない。

1955年に5つの専門団体と2つの研究団体が統合し結成されたのが、全米ソーシャルワーカー協会 (N.A.S.W.) である。例えば、精神保健や個人開業等の分野で働くクリニカルソーシャルワーカーとしての資格者になるためには、認可された社会福祉大学院を修了後、約2年間、2000時間におよぶ現場実践をスーパービジョンつきで行い、さらに居住する州やN.A.S.W.の所管する筆記・面接試験に合格しなければならない。このようにN.A.S.W.は全米におけるソーシャルワーク領域における最高の権威を保持する最大の組織体である³³⁾。

児童虐待の定義は漠然として不明確であるということを結論的に最初に言わなければならない。各州における報告規則に使用されている定義にも、その統一性がないということがその証

わが国における児童虐待の諸問題

左である。児童虐待の存在を決定する基準は何回も見直しをされ、改定もされてきたが、その結果として変動する基準が使用されるために、さまざまな定義が存在するようになったと言われている。

いくつかの定義は児童の身体的外観や損傷の視点から、AbuseとNeglectの結果に焦点を当てており、その他は加害者の意図についてである。このAbuseとNeglectの区別は、行為の遂行と行為の省略の差異に見られる。(the difference between acts of commission and acts of omission) 身体的虐待を決定する基準は一般的に極めて明確である。なぜなら、身体的虐待は児童の身体に対して、表面上当然のことながら、目にみえる損傷で証明されるからである。Neglectと識別する基準は、身体的虐待を決定する基準よりもはるかに具体性に乏しいのであり、情動的虐待とNeglectによる虐待を判断する基準は、余りにも不透明であり事実上存在しないものとされてきた。その当時の専門家集団のこのような現状認識により、情動的虐待の通告は殆どなされていなかったのである³⁴⁾。

AbuseとNeglectの法律上の定義さえも不明確であるがために、その定義を適応するには、その定義をする人の価値観や姿勢に基づく解釈や判断によって決定されているのである。このように通告義務者として任命された専門家による定義は、ソーシャルワーク、医学、精神医学、心理学、社会学、法律、教育の分野であっても、それぞれの通告者の訓練によって変化する。従って、これらの専門家も虐待を判定する基準については、明確性が欠如していることを認識しているのである (Giovannoni & Becerra, 1979; Nagi, 1977)³⁵⁾。

虐待の発生やその因果関係についての調査上の事実認定が、保護及び介入プログラムを作成する基礎となり、同時にその事実認定がプログラムの評価において重要な位置づけになっている (Besharov, 1981; Gelles, 1980; Giovannoni & Becerra, 1979)。虐待に関連して、表面上偶然に思われる要因と、虐待として判定され立証される要因とが混同しているのかもしれない。しかしながら、調査の結果から虐待と判定され通告がなされるなかで、2つの要因として社会階層と民族性の傾向を明らかにしている (Hampton & Newberger, 1984; Herzberger & Tennen, 1984; McPherson & Garcia, 1983; O'Toole, Turbett, & Nalepka, 1983; Wolock, 1982)³⁶⁾。

5. 今後の研究の方向

今日、わが国において広く使用されている子どもの虐待の4分類は、前述したように米国の「児童虐待防止法」の定義によることは関係者にとっては周知のことであろう。虐待とは「子どもの健康や安全に責任のある大人による身体的、情動的、性的虐待、ネグレクト(保護・養育の怠慢、拒否)で、それによって子どもの健康、安全が脅かされる場合を言う」と記述されている。しかし「子どもの健康、安全が脅かされる場合」の定義を個々の行為に当てはめようとすると、「身体的虐待」以外は、具体的に何が「心理的虐待」、「ネグレクト」に相当する行為なのかを明確にすることは困難なことである。わが国の児童虐待防止法では、例えば、心理

安部 行照

的虐待とは「児童に著しい心理的外傷を与える言動を与えること」、ネグレクトとは「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」と定義されているが、それぞれの項目での判断は困難な作業となってくるのである。このような理由からしても、児童虐待の定義の新たなる視点を導入しなければならないのである。2 - 1 - 4とも関連するが、「子どもにとって最善の利益」(「子どもの権利に関する条約」第3条)の意図に沿って、「それが保証されていない状態」「それが損なわれている状態」で判断することが、児童虐待の定義をより明確化する有効な視点となってくるのではないか。換言すれば、あくまでも児童虐待を社会病理、家庭病理としての福祉の欠乏状態であるとする観点であり、この抽象的表現である「子どもにとって最善の利益」とはウエルビーイング(well-being)の観点より「それが保証されていない状態」「それが損なわれている状態」を意味するものである。このような方向性を持って、さらに今後の研究を深めなければならないと考える。

ちなみにウエルビーイング(well-being)とは、1946年にWHOが健康の定義について「健康とは、身体的、精神的、社会的に良好の状態(well-being)であり、単に疾病に罹患しておらず、衰弱していない状態ということではない」としたのが初出であり³⁷⁾、単なる身体的健康の定義を超えて、子どもの心身の福祉に関して包括的で積極的な概念を含むからである。

6. まとめ

米国においては身体的虐待、性的虐待、情動的虐待と養育放棄(ネグレクト)の分野において最も長く論議されてきた問題が、前者3種の虐待と養育放棄の問題についてであった³⁸⁾。有用で、明快で、受容される定義をいかに生み出すかであったからである。何が身体的虐待、性的虐待、情動的虐待や養育放棄(ネグレクト)であり、何がそうでないかを定義することは、研究、介入、防止、福祉政策の中心課題であるからである。

児童虐待行為の報告を義務付けられた者は、報告すべきものと、そうでないものを決定する基準を必要とするのである。わが国においてもこの点については同様である。にもかかわらず、広く受容された明確な定義が依然として存在していないのである。米国においても報告を義務付ける法律に含まれる定義については、50州の間でかなりの誤差があることが指摘されている。

前述のE.Milling Kinardは20年前にすでに次のように指摘していたのであった(1987)。「AbuseとNeglectを定義する際に生じる困難さは、調査上での比較やその一般化にも影響を与えているのである。事実認定上の差異は虐待定義の不一致の結果かもしれない。この定義に対する問題解決のためには、AbuseとNeglectを識別するガイドラインを洗練し、これらのガイドラインを駆使する児童虐待の専門家のためにも、たゆみなき努力が要求されている³⁹⁾」と。

定義問題の核心にあるものは、視点を変えて考察すれば、親や養育者の行動を構成するもので、何が適切で、何が適切でないかの基本的な峻別を社会的合意に基づきながら厳正に決定することであろう。ウエルビーイング(well-being)の観点に立てば、わが国で使用されている4

わが国における児童虐待の諸問題

種類の虐待の定義は、4 および 4 - 2 で述べたように米国の内容と比較しても十分でないことは歴然としている。多発する一方のわが国の児童虐待問題を直視すれば、第 5、第 6 種類の定義を考慮する必要があることは当然のことであろう。

文献

- 1) 松下浩平編集『密室の親子』関西テレビ 1993
- 2) 下西さや子『明治期における児童虐待問題の構築と子どもの権利思想』日本社会福祉学会 p.4 2005.7
- 3) 鈴木敦子・小林美智子・納谷保子(訳)『児童虐待防止ハンドブック』医学書院 p.25 1995
- 4) 同上 p.25
- 5) 同上 p.25
- 6) Society for the Prevention of Cruelty to Animals 英語圏においては一般的な用語である
- 7) 池田由子『児童虐待』中公新書 p.4 1987
- 8) 同上 p.5
- 9) 橋本清『小児科』第15巻 第10号 1974
- 10) 諏訪城三『小児科』第16巻 第4号 1975
- 11) 同上および小林登『からだの科学』52号 1973
- 12) 佐々木保行『日本の子殺しの研究』高文堂出版 p.21 1982
- 13) E.Milling Kinard (1987): *Encyclopedia of Social Work, Child Abuse and Neglect* N.A.S.W. p.223.
- 14) 佐々木保行『日本の子殺しの研究』高文堂出版 p.21 1982
- 15) 安部行照(訳)『全米ソーシャルワーカー協会による児童虐待報告』聖徳保育論叢 p.78 2004
- 16) 2000年(平成12年)11月20日「児童虐待の防止等に関する法律」施行
- 17) 江草忠敬『子ども虐待対応の手引き』有斐閣 p.13 2000
- 18) 同上 p.13
- 19) 同上 pp.14-15.
- 20) 西沢哲『子どもの虐待』誠信書房 p.6 1994
- 21) 同上 p.6
- 22) 同上 p.8-9
- 23) 安部行照(訳)『全米ソーシャルワーカー協会による児童虐待報告』聖徳保育論叢 pp.81-82 2004
- 24) 西沢哲『子どもの虐待』誠信書房 p.7 1994
- 25) 津崎哲郎『子どもの虐待』朱鷺書房 p.57 1993
- 26) 江草忠敬『子ども虐待対応の手引き』有斐閣 pp.14-15.
- 27) 才村純『子ども虐待ソーシャルワーク論』有斐閣 pp.73-74 2005
- 28) Steven Farmer (1990): *Adult Children of Abusive Parents* Ballantine Books pp.4-5.
- 29) 森脇陽子他(訳)『子ども虐待問題百科事典』明石書店 p.9 2002
- 30) 同上 p.8
- 31) 同上 p.8
- 32) E.Milling Kinard (1987) *Encyclopedia of Social Work, Child Abuse and Neglect* N.A.S.W. pp.223-224.
- 33) 安部行照(訳)『全米ソーシャルワーカー協会による児童虐待報告』聖徳保育論叢 p.77 2004

安 部 行 照

- 34) 同上 p.78 2004
- 35) E.Milling Kinard (1987) *Encyclopedia of Social Work, Child Abuse and Neglect* N.A.S.W.p.224.
- 36) 同上 p.224
- 37) 深谷和子 『児童心理』 金子書房 pp.4-5 2006 .
- 38) 森脇陽子他(訳) 『子ども虐待問題百科事典』 明石書店 p.7 2002
- 39) 安部行照(訳) 『全米ソーシャルワーカー協会による児童虐待報告』 聖徳保育論叢 p.79 2004